

唐代の漕運

外山軍治

内 容

序 言

三 劉晏及びその後の漕運

一 漕運事業發達の由來

(一) 安史の亂と漕運

二 裴耀卿前後の漕運

(二) 劉晏の漕法改革

(一) 裴耀卿以前の漕運

(三) 劉晏の漕法批判

(二) 裴耀卿の漕法

(四) 劉晏以後の漕運

(三) 裴耀卿以後の漕運

(五) 江淮の民の負擔

(四) 江淮の民の負擔

結 語

序 言

關中に都した王朝が國都に於ける食糧の缺乏に苦んだのはひとり唐ばかりではない。西漢では關東地方（今河南、山東省等）から毎歲數十萬石、或時は數百萬石を長安に補給したことがあり（漢書卷二四食貨志下）、隋では關東、汾晉（今山西省）の粟を京師に送つてその不足を補つてゐる。文帝開皇十四年には、關中大旱の爲めに帝自ら食糧の豊富な洛陽に行幸して一時の窮乏を免れたといふ様なこともあつた。

〔隋書卷二四食貨志〕。しかしながら國都の食糧問題に惱まされること唐朝の如く甚しきは未だ史乘にその比を見ざる所である。關中に糧食が乏しくなると、天子は百官軍隊を従へ、遙々八百三十五唐里の路を食糧の得易い東都洛陽に赴いてこゝに駐蹕、關中に物資が充實するのを待つて還幸するといふ様な大げさなことも屢々繰返さなければならなかつた。^①又長安に入り來る受験者の食糧消費を恐れて貢舉の試験場を長安、洛陽の兩都に分置してその緩和を計つたことも稀れなことではなく、^②關輔饑饉の故を以てその年の吏部の選、禮部の貢舉を停止せしめたことさへあるのである。^③これは唐の國威が伸張するにつれて中央財政が膨脹し、關中の租米を以てしては到底之を支辨することが出來ず、さりとて關内に於て買上げをしてその不足を補はうとしても、當時關中の産穀は秦漢時代に比して著しく減少の状態にあつたので、^④消費者階級の集注してゐる國都長安の需要を満してその上に臨時の買上に應ずるといふ様な餘裕はなかつたからである。之を補充すべく關外、殊に天下第一の米産地たる江淮地方〔今江蘇・安徽兩省の淮水以南、浙江・江西・湖南三省の大部分、湖北省の東南部にあたる〕の産穀の輸送が必要となつて來る譯である。この輸送は専ら水路によつて行はれた。これが即ち漕運である。

勿論漕運によつて長安に齎されるのは原則として租米であるから、官厨の御用米、百官の食祿、兵隊の糧食その他官邊の御用に充當せらるべきものであつて、^⑤一般人民が直ちに之を得て食用に供すべき性質のものではないけれども、關中凶作の場合は、太倉〔長安に在る官倉〕に貯藏米がありさへすれば民間に

拂下げをするのが常であるから、民百姓もこの漕米の恩恵に浴しないわけではない。又反對に漕運が杜絶した場合を考へると、直接にその影響を受けて苦しめられるのは關中の百姓で、代宗の治世の初に漕運が絶え、その上不作つゞきで、京師に於て米一斛萬錢といふ暴騰ふりを示し、官厨に兼時の食なき状態となつた時には、百姓の畿甸に在る者は、穀を抜き穂を援んで以て禁軍に供したといふ（舊唐書卷四九食貨志下）。お、上が苦しむ前にまづ苦しめられるのは百姓であつた。ところが漕運が順調に行けばさうした難儀はないばかりか、種々とその恩恵を蒙つてゐる。代宗初年から徳宗の初頃まで漕運事業を掌つた劉晏が、時の宰相元載に遣つた書中に關中住民の徭賦に就いて、「若使江湖米來每年三二十萬石。卽頓減徭賦」(舊唐書卷二三劉晏傳)といつてゐるが、かうしたことも考へられる。劉晏が歲に四十萬斛を運ぶ様になつたので、これより關中水旱と雖も物翔貴せざる様になつたといふ（新唐書卷一四九劉晏傳）。資治通鑑(唐紀四七興元元年五月條)には、徳宗の興元元年(七八四年)五月、韓滉が船百艘を以て米を運んだことを記したのち、「時關中兵荒。米斗直錢五百。及漚米至減五之四」と記してゐる。漕米の有無が關中住民の徭賦にも影響し、又關中の物價の高低を左右すること斯の如く大なりとすれば、漕運の關中人民に與へる影響も亦尠しとせぬ。つまり漕運がうまくゆかゆかぬかは、上は官厨より下は民百姓の臺所にまでも影響したと觀てよいのである。

以上唐代に於ける漕運の重大性に就いて略述した。本論文に於ては、唐代に於て國都長安の食糧問

題解決の唯一の方法ともいふべきこの漕運事業の概略を説述したいと考へるが、特に開元時代に漕運を掌つた裴耀卿、及び代宗から徳宗の治世にかけて活動し、後世までも漕運の大家として賞讃せられた劉晏の漕運法に主眼をおいて記述して行きたい。この兩人の漕運事業上に於ける事蹟を述べることによつて唐の漕運の大體は察せられると信ずるからである。唐代の漕運に關しては、さきに青山定雄學士は「唐宋時代の轉運使及び發運使に就いて」〔史學雜誌第四四編第九號所載〕、濱口重國學士は、「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」〔史學雜誌第四五編一・二號所載〕に於て夫々之に説き及んで居られ、その大綱は既に明らかにせられてゐるのであるが、しかし兩氏の論文の目的とする所と私の志す所とは自ら異つてゐるので、こゝに舊稿に刪訂を加へて發表、以て大方の御示教を仰ぐ次第である。

① 關中に食糧が乏しい爲めに天子が東都洛陽へ行幸した事例に就いては、濱口重國學士「唐の玄宗朝に於ける江淮の上供米と地稅との關係」〔史學雜誌第四五編第一號所載〕八三一―八五頁、註七參照。

② 唐會要卷七五兩都選の條に「貞觀元年。京師米貴。始分人于洛州置選」とあり、新唐書卷四四選舉志には「是歲^二代宗廣徳二年^一賈至爲侍郎。建言。歲方歉。舉人赴省者。兩都試。兩都試入自此始」と見えてゐる。

③ 徳宗貞元十九年のことである。舊唐書卷一三徳宗本紀貞元十九年七月戊午條に見えてゐる。その當時この事に就いて上つた韓愈の狀に、「右臣伏見。今月十日勅。今年諸色舉選

宜權停者。道路相傳皆云。以歲之旱。陛下憐閔京師之人虛其乏食。故權停舉選以絕其來者。所以省費而足食也」〔朱文公校昌黎先生集卷三七狀の部。論今年權停舉選狀の條〕とある如く、舉者の長安に於ける食糧消費の結果、市民の窮乏を來すを恐れて之を防止せんとしたものにほかならぬ。④ 既に桑原騷藏博士が「歷史上より觀たる南北支那、備考」(88)〔同博士著東洋文明史論叢所收七六頁〕に於て引用言及してゐられるが、通典卷一七四州郡四には、「又秦開鄭渠。溉田四萬頃。漢開白渠。復溉田四千五百餘頃。關中沃衍。實在於斯」と鄭・白兩渠の開鑿時代とその灌溉能力とを敘べ、之によつて關中の豐沃なりしを説き、更に續いて唐代の狀

態に説き及び、「聖唐永徵中兩渠所溉。唯萬許頃。洎大曆初又減至六千二百餘頃。比於漢代減三萬八千九百頃。每畝所減石餘。卽僅核四百萬石矣。地利損耗既如斯」とて、漢代に比して四五百萬石の減産を見たといつてゐる。鄒・自爾渠の溉田面積がかくの如く減少した原因の主たるものは、富商・大賈の私有せる碾磑が水利灌溉を阻害した爲めである。通典卷二食貨二水利田條に、「永徵六年。雍州刺史長孫祥奏言。往日鄒・白渠溉田四萬餘頃。今爲富商大賈競造碾磑。堰過費水。渠流梗澀。止溉一萬許頃。請修營此渠以便百姓」といひ、此時一旦毀られた碾磑は其後また舊態に復したらしく、その記事に引續いて、「至大曆中。水田總得六千二百餘頃」といつてゐるのである。

⑤ 新唐書卷三七地理志京兆府の條に、天寶元年の口を百九十六萬一千八百八十八、舊唐書卷三八地理志には天寶の口を一百九十萬七千一百八十八としてゐる。朱文公校昌黎先生集卷三七論今年權停舉選狀には、「今京師之人不啻百萬」といつてゐる。長安に集注した人口の大體は知り得られやう。

⑥ 京師に送納せられた米は司農寺が之を檢閲して受納し(唐六典卷一九司農寺丞の條)、太倉に納藏し、太倉署令が貯藏に任じた(唐六典卷一九司農寺太倉署令の條)。

⑦ 太倉の位置に就いては長安志(經訓堂叢書所收)卷六宮室四、唐上、禁苑内苑章に、「苑西卽太倉。北距中涓橋。與長

安故城相接。東西十二里。南北十三里。亦隸苑中」と見える。太倉の役人には令三人、丞六人、監事十人あり、「太倉署令掌九穀廩藏之事。丞爲之貳」(唐六典卷一九司農寺太倉署令の條)とある。

⑧ 玄宗開元二十一年に、「是歲關中久雨害稼。京師饑。詔出太倉米二百萬石給之」(舊唐書卷八玄宗本紀)とあるのを初めとし、その後

○代宗大曆四年。「八月丙申朔。自夏四月連雨至此月。京城米斗八百文。官出米二萬石。減估而糶以惠貧民」(舊唐書卷一一代宗本紀)。

○德宗貞元十四年。「冬十月癸酉。以歲凶穀貴。出太倉粟三十萬石。開場糶以惠民」(舊唐書卷一三德宗本紀下)。

○貞元十五年三月。「歲饑也。出太倉粟十八萬石糶於京畿諸縣」(舊唐書卷一三德宗本紀下)。

○憲宗元和九年。「是月(五月)旱。穀貴。出太倉粟七十萬石。開六場糶以惠飢民」(舊唐書卷一五憲宗本紀下)。

○元和十二年。「(四月)己酉。出太倉粟二十五萬石糶于西京以惠飢民」(舊唐書卷一五憲宗本紀下)。

と見えてゐる。又五代の王定保の著「唐摭言」(學津討源第十七集)卷四師友條に、「杜工部交鄭廣文」といふ書き出しで、杜甫の友人鄭廣文の淡々たる生活振りを記してゐるがその中に、「日糶太倉五升米」と見える。

一 漕運事業發達の由來

關中の自給自足が困難である爲めに國都長安への運米は國初より行はれたのであるが、これが爲政者の間に重要視せられる様になつたのは玄宗の治世に入つてからのことで、運輸を掌る水陸運使、轉運使等の官が初めて設置せられたのも此の時代であり、運米の石高から觀ても開元時代に入つて著しい増加振りを示してゐるのである。通典(卷一〇食貨一〇漕運條)所載開元二十一年(七三三年)裴耀卿の上奏文中に、太宗貞觀、高宗永徽の際には祿廩少かりし爲めに運米は僅かに一二十萬石で充分であつたが、今時に於ては國用増大せし爲め漕運數倍してもなほ足らざる状態であるといつてゐる。この國用増大の原因は、國勢の隆興につれて官吏の數が劇増し、之に要する食祿其他の物資が夥しい額に上つたといふこともその一であるが、唐初行はれてゐた府兵制度が崩壞して兵隊が次第に傭兵化し、その兵糧を官給しなければならなくなつたといふ事がその原因の最たるものである。斯の如く膨脹した中央政府の財政を支辨する唯一の途として漕運事業が問題となり、漕運制度の確立が要望せられた。この時出でて當時の漕運事業に一新機軸を出したのが裴耀卿である。

⑨ 水陸運使は玄宗先天二年(七三三年)十月に鄜州刺史李傑が任ぜられたのが初めてであり、これ即ち鄜州水陸運使である。開元二年閏二月、この李傑は河南少尹に除せられ水陸運使に充てられた。これが即ち河南水陸運使の初めてである。以來、憲宗元和六年(八二一年)に水陸運使が廢せられるまで、多少の例外はあるが、河南尹は河南水陸運使を、

陳州刺史は鄜州水陸運使を兼ねた(唐會要卷八七河南水陸運使、鄜州水陸運使條)。この水陸運使の職掌は、僅かに洛陽・長安間の運輸を統括するに過ぎなかつたのである(青山定雄學士「唐宋時代の轉運使及び發運使に就いて」史學雜誌第四四編第九號所收三七頁參照)。轉運使は裴耀卿が任命せられたのを以て最初とするが、その時期に就いては、青

山學士は前記論文三九頁註一に於て開元二十一年(七三三年)と見てゐるが、濱口學士は「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」(一)〔史學雜誌第四五編所載〕八六頁註一四に於て、裴耀卿の新漕法開始の時期は開元二十二年八月前後であるといつて、暗に二十一年説を否定してゐる。

⑩ 濱口學士「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」(二)〔史學雜誌第四五編第二號所載〕一〇一一—一〇四頁參照。
⑪ 同學士「府兵制度より新兵制へ」(一)〔史學雜誌第四一編第一號所載〕三五—三六頁參照。兵制改革後は兵糧その他一切の武器等も國庫の負擔となつた。憲宗元和申中には、「以二戶養一兵」(新唐書卷五二食貨志)、穆宗の長慶の頃には、「率三戶以奉一兵」(同上)といふが如き有様であつた。

二 裴耀卿前後の漕運

開元十八年(七三〇年)、宣州刺史であつた裴耀卿は、玄宗に江淮米運輸の便法を奏したがこれは省られずに終つた。その後三年を経た開元二十一年に、水害凶作の爲めに京師の穀價が暴騰したので、玄宗はその當時京兆尹の職に在つた裴耀卿に對策を下問した。裴耀卿は先年上つて省られなかつた便法を繰返して奏上すると、此度は玄宗は之を嘆賞し、遂に彼の抱負を實現せしめることゝなつたのである。彼が漕運事業を掌つたのは開元二十二年(七三四年)より僅かに三年間で、彼の考案になる漕運法の實施せられたのも僅々數年に過ぎないが、その漕運法は後年の劉晏の漕法の基礎をなすもので、裴耀卿は劉晏と共に唐の漕運事業上に不滅の功績を残したものと云ふことができる。今彼の漕運法を述べるに當り、順序としてそれ以前の漕運法に就いて敘べなければならぬ。

(一) 裴耀卿以前の漕運

新唐書(卷五三食貨志)には、高宗以後漕米の漸次増大したことを述べ、それに引續いて、

初江淮漕租米至東都輸含嘉倉^①。以車或馱陸運至陝。而水行來遠。多風波覆溺之患。其失常十七八。故其率一斛得三斗爲成勞。而陸運至陝纔二百里。率兩斛計庸錢千。民送租者皆有水陸之直。而河有三門底柱之險。とあり、即ち江淮地方から水運で洛陽まで運んで含嘉倉に納めたが、洛陽から陝州^{河南}までは陸運をもつて輸送した。水運は距離遠くして風浪の爲めに顛覆等の事故多く、陸運は甚しく經費の嵩んだことを要述してゐる。三門底柱の險ありといふのは、洛・陝間の陸運を、費用の掛らない水運に改めようとしても、その途中に三門山底柱の難處^{河南陝縣北黃河中に在り}があつて、これ亦難事であるといふことを述べてゐるのである。以下論述の都合上之を江淮より洛陽までと洛陽から長安までとの二節に分ける。

(イ) 江淮より洛陽まで

通典(卷一〇食貨一〇漕運條)所載開元十八年裴耀卿の上奏文に

竊見。每州所送租及庸調等。本州正月二月上道。至揚州入斗門^(運河の水量を調節する装置)。即逢水淺。已有阻礙。須停留一月以上。三月四月後始渡淮入汴。多屬乾淺。又船運停留。至六月七月後始至河口。即逢黃河水漲。不得入河。又須停一兩月。待河水小。始得上河入洛。即漕路乾淺。船艘隘闊。船載停滯。備極艱辛。計從江南至東都。停滯日多。得行日少。糧食既皆不足。折欠因此而生。又江南百姓不習河水。皆轉漚河師水手。更爲損費。

とあり、江淮方面^(文中たゞ江南とあるは之を以て江淮地方を代表せしめたのである)より揚州^{江蘇江都縣}に至り、山陽瀆、淮河、汴河(通濟渠)、黄河、洛水を経、長い日月を費して東都洛陽の含嘉倉まで運搬してゐた。文中「江南百姓云々」とあれば、洛

陽までの運搬が民の手によつてなされたことを知る。勿論個々の百姓が運搬する譯ではなく、運送を業とする者に委託したものであらうが、その運輸に要する費用は、租米を納める所の民の負擔であつた。これは舊唐書(卷九八裴贛卿傳)に、「租米則各隨遠近。任自出脚送納東都」とあるによつて明らかである。時日が長ければその爲めに種々の故障が生じ、又それだけ費用が多くかゝる。江淮の民はこの運賃の負擔があるその上に、黄河に入つてからは、河水に習熟した水夫「河師水手」をやとふ費用までも出さなければならなかつた。

(ロ) 洛陽より長安まで

かくて洛陽に運ばれた米は、その一部分を含嘉倉に残して長安に運輸せられた。勿論天子が洛陽に行幸した時には、殆どその大部分を含嘉倉に留めるか、或は全然長安への輸送をやめたのである。^⑩洛陽から長安への轉輸には、さきに言及して置いた様に洛陽、陝州間の陸運が困難であつた。舊唐書(卷四九食貨志下)に、「舊制。東都含嘉倉積江淮之米。載以大輿。而西至于陝三百里。率兩斛計備錢十二千の誤」とあるが、新唐書(卷五三食貨志)によると、「車或は駄を以て連んだ」と見え、開元の初、河南尹李傑は洛・陝間に入遞を置き、車八百乘を用ひて連んだといふ(通典卷一〇食貨一〇漕運條)。この洛・陝間三百唐里の陸運には種々の運搬機關が使用せられてゐたのである。この間の運費に關しては、通典(卷一〇食貨一〇漕運條)所引裴耀卿開元二十一年の上奏文に、

今日天下輸丁約有_二四百萬人_一。每丁支_三出錢百文_一。充_三陝洛運脚_一。五十文充_三營窖等用_一。

と見え、洛・陝間の陸運が甚しく困難で、経費が嵩むから、特に天下の輸丁（租税を出す人丁の意）四百萬人より百文宛を徴收してその運費に充當し、そのほかに營窖等の名義で五十文宛を徴發したのであつた。營窖といふのは米穀を貯藏する爲めに窖をこしらへる費用である。新唐書（卷五三食貨志）には、「民之輸送所出水陸之直。增以_三函脚・營窖之名_一とあり、營窖のほかに「函脚」なる一項を加へてゐる。「函脚」の函は米を詰める函であるから、函脚といふのは函詰米の運費とでもいふ意味であらう。かうした種々の名義を以て運費を徴收してゐたのである。

陝州より長安までの運輸に關しては記載がない。記載がないのは、洛・陝間の陸運が困難であるのに比してこの間の運送が極めて容易に行はれたことを物語つてゐる。記事は見えなくても、此の後も行はれた様に、渭水を泝つて輸送せられたことは明らかである。

之を要するに、江淮の民は洛陽含嘉倉まで送り届けて歸路につき、洛陽より長安までは政府の手で運んだのである。江淮より洛陽までは人民の手で運んだといふ意味で之を民運といふことが出来るし、運搬の距離が遠いといふ點では長運、長綱であり、目的地まで直接に輸送するといふ點では直達法である。洛・陝間は官の手で運んだのであるから官運である。陝州・長安間に關しては記載がないが、やはり洛・陝間の延長で、政府の手で轉輸したものと考へられる。以上大略裴耀卿以前の漕運に

就いて説述した。次に本題の裴耀卿の漕法に就いて論及しよう。

⑮ 東都洛陽に在る官倉。その位置に就ては徐松の「唐附京城坊攷」(畿輔叢書所收)卷五東都宮城皇城圖參照。同書卷五東城の條に、「北面一門曰含嘉門」とあり、割注して、「南宮承福門。含嘉門北即含嘉倉。倉北曰德徽門。門出外郭」と見ゆ。

⑯ 青山定雄學士「唐宋汴河考」(東方學報東京第二册所載)及び濱口學士「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」(一)七九頁參照。

⑰ 唐六典卷一九司農寺丞の條參照。

⑱ 同 卷一九司農寺太倉署令の條に、「太倉署令掌九穀廩藏之事。承爲之貳。凡糶密置屋。皆銘甄爲庚斛之數。與其年月日。受領粟官吏姓名。又立牌如其銘焉」とあり、受領した米は管を鑿つて貯藏した。

⑳ 同 卷一九司農寺丞の條に、「凡受租。皆於輸場。對倉官

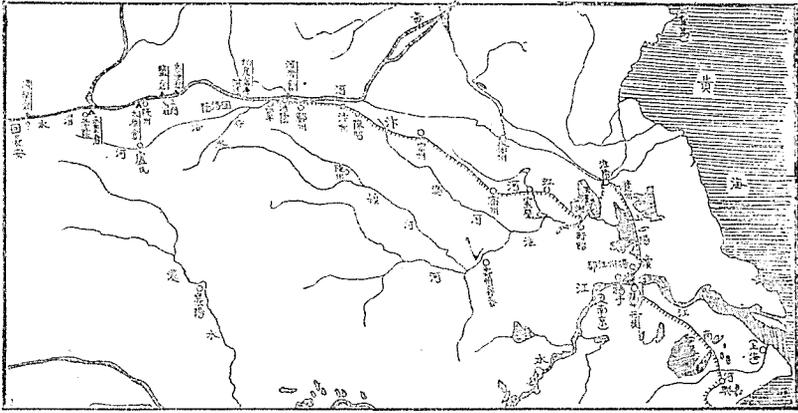
(二) 裴耀卿の漕法

玄宗が之を見て嘆賞したといふ裴耀卿の改革を、通典(卷一〇食貨一〇漕運條)所載開元二十一年(七三三年)の上奏によつて窺ふに

臣請於河口岸置倉。納江南租米。便令江南船廻。其從河口一即分入河洛。官自僱船載運。河運者。至三門之東置倉。既屬水險。即於河岸傍。由車運十數里。至三門之西。又置倉。每運置倉即殺下貯納。水通

租綱吏人。執籌數函。其函大五斛。次三斛。小一斛」とあり、粟は函詰にして送つたことが判る。これは後年劉晏に至つて囊詰に改められる。

⑳ 此に考慮すべきは、この通典の記事は裴耀卿開元二十一年の上奏文中にあるので、彼がまだ漕運を掌らぬ時、今日の状態を見れば如斯であるといつてゐるのであるが、新唐書の記事は、彼が事に當つた當時の事として書かれてゐるといふことである。然るにこの百五十文の運費の徵收は裴耀卿が漕運事業を掌つてからも従前通り行はれたのであらう。彼はこの洛・陝間の陸運を水運にかへ、それによつて三十萬緡を省き得たといふが、これは従前通り徵發した運費の餘剰にほかならぬのである。運費のとりたては裴耀卿以前も、裴耀卿時代も同一であつたとすれば、この二つの記載をそのまま補足勘合しても差支へないのである。



唐代漕路略圖

(青山學士唐宋汴河考附圖隋唐三代、汴河々道圖に據る)

巨萬。
 即運。水細便止。漸至太原倉⑩。汴河入渭。更無停留。所省
 とあり、續いて

前漢都關中二年月漸久。及隋亦在京師。緣河皆有舊倉。所以國用常贖。

と申し添へてゐる。即ち従前は江淮の漕船をして洛陽まで運ばしめてゐたが、今後は河口汴河が黄河より分流する地點から後を官運となし、官自ら船を雇ひ、洛陽まで送るべきは洛水を浜つて輸

送し、長安に送るべきものは黄河を溯つて運ぶ。従來莫大な運費を要した陝・洛間の陸運は之を水運に改めようといふのである。彼の意見は實行に移され、翌開元二十二年(七

三四年)八月には、汴河が黄河より分流する地點に河陰縣河南

河陰河南孟縣西及び河陰倉を、河清縣河南孟縣西に柏崖倉、黄河の北岸、南五十里

三門の東に集津倉、三門の西に鹽倉を置き、三門北山を開鑿

すること十八里、その間は陸運を以て運送した(通鑑卷一〇食

貨一〇漕運條。即ち江淮の漕船は河陰まで輸送して河陰倉に納入すれば歸還し、それよりは一部分は黄河、洛水によつて洛陽含嘉倉に運び、他は黄河を沂つて河清縣の柏崖倉より三門の東の集津倉に轉送し、三門の難所は北岸の山をきりひらいて陸運を以て鹽倉に運び、再び船に積んで黄河を西して陝州の太原倉に入れ、こゝよりは從前通りに渭水を上つて長安に運ぶことゝなつたのである。通典(卷一〇食貨一〇漕運條)に、「自河陰。候水漲涸。漕送含嘉倉。又取曉習河水者遞送納於太原倉。所謂北運也」とあれば、裴耀卿の創案に係る三門經由の運路は北運と稱せられたのである。

裴耀卿によつて實施せられたこの漕法は、水路縁邊に倉を置き、水量の便宜に從つて順次に轉輸するといふ方法を採つたので、漕運用語に謂ふ所の轉般法に外ならぬ。この漕法によつて、從來河、洛の水量の増減によつて滯留の日多く、その爲めに生ずる遲延損害が多かつたのを輕減するに力あつたことは言を俟たない。しかし今次の改革中最も好成績を擧げたのは、陝・洛間の陸運を改めて三門底柱の險を通る所謂北運によつたことで、裴耀卿が漕運事業を掌つた三年間に陸運の儲錢三十萬貫を省き得たといふのは(通典卷一〇食貨一〇漕運)、これが成功を物語るものである。勿論人民の負擔はこれが爲めに輕くなつた譯ではなく、民間では、「斗錢を用ゐて斗米を運ぶ」と非難した位であるが(新唐書卷五三食貨志)、政府にとつては相當な增收であつたのである。

尙今一つ裴耀卿の事蹟として言及しなければならぬのは、江淮の義倉の糙米(ゴメ)の轉輸に就いて、

ある。開元時代著しく増大した布絹綿等の需要に應せんとして江南道の租に布類の納入を命じた爲めに、租米のほかに多量の江淮地稅(義倉穀)を輸送すべき必要を生じた事情は、濱口學士の力篇「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」(史學雜誌第四五編第一、第二號分載)に詳述せられてゐるから、今こゝに贅言の要はない。こゝに私の言はんとするのは、義倉米輸送の方法と、それに要する運費を彼が如何にして處辨したかに就いてある。通典(卷一〇食貨一〇漕運條)所引裴耀卿開元十八年の上奏文中に

今若且置武牢(もと河口に置かる)、洛口等倉。江南船至河口即卻還。本州更得其船充運。并取所減腳錢。更運江淮變造義倉。每年剩得一二百萬石。即數年之外。倉廩轉加。其江淮義倉。多爲下溼不堪久貯。若無般運。三兩年色變。即給貸費散。公私無益。

とある。從來江淮の民は水路遙々と洛陽まで租米を運んでゐたのを、自後は河口(汴河が黄河よばよいこととしてそこから漕船を却還せしめる。さすれば今まで黄河に入つてから河水に熟練した「河師水手」を雇はなければならなかつたその費用が要らなくなるから、その費用を徴發しその船を使用して更に江淮の義倉米を運ばしめようといふ目論みである。開元十八年(七三〇年)のこの上奏は採用せられなかつたけれども、二十一年(七三三年)の上奏といふのは要するに之を繰返したものに過ぎず、水路に沿つて倉を設けて轉輸するといふことも、江南の漕船を河口より歸らせるといふことも實

行に移されてゐる所をみれば、この計畫も必ずや實行せられたと考へられるのである。

長運を罷めて轉般法を採用し、江淮の漕船の運送距離を短くし、その船を利用してやゝもすれば損傷し易い義倉米を轉輸することによつて、三年間に七百萬石を運び得たといふが(通典卷一〇食貨一〇漕運)、裴耀卿の功はこゝに現れたのであつた。その後玄宗は東幸することなく、しばし關中に於て米價騰貴せしを聞かぬのは、關中に平作が打續いた爲めもあらうが、又一は裴耀卿の運米の成功の賜である。

⑮ 太原倉の位置に就いては、元和縣圖志卷六河南道二州
襄縣條參照。

⑯ 舊唐書卷四九食貨志下には、「至二十二年八月置河陰縣及河陰倉」とし、通典卷一〇食貨一〇漕運條には、「於是始置河陰縣及河陰倉」とあるが、冊府元龜卷四九八邦計部漕運條には、「河陽縣及河陽倉」を置いたとしてゐる。これは古くこの地に河陽倉が存在したので、之を誤り記したものであらう。唐會要卷八七漕運、新唐書卷五三食貨志、通鑑唐紀三〇は何れも河陰倉としてゐる。

⑰ 棗崖倉設置の地點に就いては、河清とするものと河西とするものがある。前者に屬するものには通典、會要、元龜、郡縣圖志、後者に屬するものには兩唐書食貨志がある(各書とも卷數は註⑩所引に同じ)。河西は河中府の管縣で、黄河と渭水との合流點より北方、黄河の西岸にあり、さういふ所にこの倉を設ける必要はない。河西は明らかに誤である。なほ濱口學士論文「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米

と地稅との關係(一)「八六頁註一五參照。

⑱ 濱口學士「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係(一)「八六頁註一六參照。

⑳ 變造といふ字句は舊唐書卷四九食貨志下に、「(開元)四年五月二十一日詔。諸州縣義倉。本備飢年賑給。近年已來。每三年一度。以百姓義倉糴米。遠赴京納。仍勒百姓私出脚錢。自今已後。更不得義倉變造」と見えるのを初見とする。唐會要卷八八倉及常平倉條にもこの詔を載せてゐるが、最後の所は「自今以後、更不得以義倉變造」としてゐる。更に冊府元龜卷五〇二邦計部常平條を見ると、

(開元)四年五月勅曰。天下百姓皆有正條正租。州縣義倉。本備饑年賑給。若緣官事使用。還以正倉却填。近年已來。每三年一度。以百姓義倉造(糴)米。遠赴交納。仍勒百姓私出脚錢。即并正租一年兩度打脚。雇男鬻女。折舍賣田。力極計窮。遂即逃竄。勢不獲已。情實可矜。自今已後。更不得以義倉回造。已上道者不在停限。以後若不熟

之少者（不熟少レ之者の誤か）。任所司臨時具奏聽進。止其
脚並以官物充。

と詳細に記してゐる。此の記載は、日附こそ舊唐書、唐會
要よりも簡單であるけれども、詔勅の原文により近いもの
であると考へられる。今兩者を比較してみれば、元龜の「遠
送交納」は即ち舊唐書、唐會要にいふ所の「遠赴京納」であ
る。又舊唐書、會要の變造は元龜の回造に相應し、何れも
義倉米を官事に使用する爲めに京師まで送ることを意味す
るのである。即ち義倉設立の本來の目的は飢年の賑給に充

(三) 裴耀卿以後の漕運

裴耀卿の考案になつた北運も、彼が相を罷めると頗る難澁となり、開元二十五年(七三七年)には遂
に廢止せられてゐる(新唐書卷五三食貨志)。これは漕運事業といふものが如何に當事者の手腕によつて左
右せられるかを如實に物語る事柄である。その後崔希逸は歲に八十萬石を運んだといふが(新唐書卷五三
食貨志)、それは洛・陝陸運によつたものであらう。又江淮漕船の回歸點ももとの如く洛陽までに延長
されたのであると考へられる。

その後、韋堅は天寶二年(七四三年)長安より渭水の南側に、之と並行して華陰(華陰縣)の永豐倉(永豐倉)に至つ
て渭水に合する漕渠(漕渠)を作つて轉運に利し、歲に四百萬石を運び、河南尹裴迥は、洛・陝陸運をやめ、
黄河畔に多くの宿場を設け、宿場から宿場へと水運で遞送するといふ方法を採つた(通典卷一〇食貨一〇漕

てんが爲めであつたが、それを融通して他事に使ふといふ
意味である。此の義倉の糴米を運送する場合の運費は人民
に自辨せしめるといふことにした爲に、江淮地方の民は正
倉(正租)を送るに要する運費と併せて一年に二度も運費を
しぼられて極度の窮乏に陥る者が多いからして、以後は之
を禁止するといふのである。然し全く變造を禁じたのでは
なく、時には許容するので、たゞその場合の運費は官の負
擔にせよといつてゐるのである。

運。三門の險は如何して突破したかは明らかでないが、恐らく濱口學士の推定の如く、南岸を陸運したものであらう。韋堅に關しては今少しく説明しておかなければならぬ。舊唐書卷四八食貨志上に

又有韋堅中略乃請於江淮轉輸租米。取州縣義倉粟轉市輕貨。差富戶押船。若遲留損壞。皆徵船戶。關中漕渠鑿廣運潭。以輓山東之粟。歲四百萬石。帝以爲能。

とある。これによると江淮地方からは専ら租米を轉輸することとする。さうすると江南地方からの布類が入らなくなるから義倉の粟を以て之を買つてその需要に充てる。その轉輸には富戶をして漕船を督せしめ、途中生じた損欠は此の船の持主たる船主、即ち富戶の責任に歸するといふのである。この文章は「乃請云々」と書き出してゐるけれども、富戶をして漕船を押ししめるといふことが實行せられたのは明らかで、後年劉晏の漕運を述べて新唐書卷一四九劉晏傳に、「初州縣取富人督漕輓。謂之船頭。中略 晏始以官船漕」とあれば、その頃までも行はれてゐたのである。

上述の如く漕運事業は開元年間に入つて益々發達し以上の如く變遷を重ねてゐるが、何れの場合に於ても江淮地方より洛陽又は河口までの長距離の運搬は全く民の手に委した。それより以西は政府の手で運んだがその運賃は人民より徵發して之に充てゝゐる。蓋し本來民の運ぶべき所を便宜上官が運んでやるといふ理由からであらう。之を後年劉晏が漕運を官營事業としたのに比すれば大に趣を異にしたものであつた。然らばこの時代、運米の大部分を出す江淮の民は、この爲めに如何なる負擔を課せ

られてゐたのであるか。之に就いて論述する所ありたい。

② 濱口學士論文「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」一八七—一八八頁註一八・一九參照。

③ 濱口學士論文「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」一八八頁註二〇、二一參照。

④ 元和郡縣圖志卷二關內道華州華陰縣條に、「永豐倉在縣東北三十里渭河口」と見える。

⑤ 同 八三頁參照。

(四) 江淮の民の負擔

租米の納入に要する運費が人民の自辨であつたことに就いては既に言及しておいた。ところが江淮地方の民は一年に何十、何百萬石といふ多量の米を、水路遙かに洛陽まで運ばなければならなかつた。之に要する運費は江淮の百姓に課せられた重い負擔であつたのである。その上に、義倉米轉輸に要する運賃までも搾られて窮狀に喘がなければならぬものも多かつた。裴耀卿の改革が實施せられてゐた間は、河口即ち河陰まで送り届ければよかつたが、その代りに従來河口から洛陽までの運送に當つて必要であつた河師水手を雇ふ費用は之を官に納めて、義倉米の運輸の費に充てることゝなつた。これで義倉米の轉輸に要する運費の負擔だけでも輕減された筈であるが、開元二十五年の勅唐大詔令集卷一一一七邦計部賦稅には四月となすには、「江淮苦變造之勞」と見えてゐる。裴耀卿の漕法實施期間に於てもなほかゝる記事が見える所よりすれば、その負擔の程も想ひやられるのである。

米といふものはじつと貯藏して置いても損傷したりへつたりするものである。まして運搬の際のへ

り、米は免れ得ない。唐會要(卷八七漕運)には時季によつて生ずるへり、米の標準を示した開元九年(七二一年)の勅を載せて

九年五月二十五日勅。水運米揚擲。四、五、六、七月米一斛欠三合。三、八月米一斛欠四合。二、九月米一斛欠三合。正、十一月、十二月米一斛欠二合。並與^{ユル}納^ス。

とある。即ちこれだけのへり、米は之を認容して納入を許すといふのである。これは畢竟それ以上のへり、米を生じた場合には受納を拒絶したものであることを示してゐる。かゝる場合に苦しめられるのはやはり民百姓であつた。冊府元龜(卷四八七邦計部賦稅)所載の開元九年(七二一年)十月の勅はよく此の間の消息を傳へてくれる。

玄宗開元九年十月敕曰。如聞天下諸州。送租庸行綱。發州之日。依數收領。至京都不可合有欠。或自爲停滯。因^レ此耗損。兼擅將^{モツテ}貨易^ヲ。交^フ欠カ折遂多。妄稱^シ舉債陪填^シ。至州重徵^ス百姓。或假^シ托貴要。肆行^シ逼追。江淮之間。此事尤甚。所由既下文牒。州縣遞相稟承。戶口艱辛莫^レ不由^レ此。自^レ今以後。所有^ル損欠。應須^シ陪填。一事已上。並勒^シ行綱及元受領所由人知。其受納司不得^レ爲^レ行^シ下文牒。州縣亦不得^レ徵打。仍委^シ按察司採訪。如有^シ此色。所由官停却。具^シ狀奏。

即ち百姓より收領した租庸等の物が、中央までの輸送の途中に於て損欠を生じた場合には、一切之を受領した州の役人と、それを運送した行綱即ち運送隊の責任に歸して賠償せしめるべきで、損欠が生じた爲めに京都に於て受けとつてくれぬからといつて百姓より二重の徵發をしてはならぬといふ命令

で、この當時かゝる弊害があり、殊に江淮地方に於て著しく、爲めに戸口の艱辛を來し、情狀憂ふべきものがあつたから發せられたものである。民は運送費を出したその上に、損欠が生じたからといつては二重のとりたてをも拒み得なかつた。又かゝる場合損欠を口實として事實以上の搾取が行はれたことも往々であつたであらう。

損欠が生じた場合に如何にして之を補填せしめるかは漕運事業を掌る者の手腕によるのであつた。前述の如く韋堅は富戸をして漕船を押せしめ、損壞があれば之を船戸即ち富戸に徴した。これは後年劉晏が漕運を官營とした時に改められるに至つたもので、新唐書(卷一四九劉晏傳)には劉晏の新漕法を述べるに當り

初州縣取富人督漕。謂之船頭。

といつてゐるのは韋堅以來この方法が行はれてゐたことを物語つてゐる。唐初の均田法が次第に崩壊して豪農の兼併の行はれた此の頃に於て、辨償能力の多い豪農富戸をして運米に當らしめ、その損欠を徴收したのは甚だ策の得たるものであつたと考へる。⁽²⁵⁾

この後の漕運には見るべきものなく、安史の大亂に至つてその制度は混亂してしまつた。亂後に於て漕運事業を確立したのが即ち劉晏である。

② この所は或は、「兼擅將貨易交。〔欠〕折送多」とあつたのでばあるまいか。

③ かゝる方法は北宋にも行はれた。宋會要食貨四漕運二太平興國八年九月十三日の敕に、「帝曰。諸道州府。多差部內有物力人戶充軍將。部押錢帛糧斛赴京」とあり、それに續

いて水手篙工が頑惡で不正行爲をやり、その爲めに生ずる損缺をも一々賠償しなければならぬので、大戸の破産を來すものが多いから、今後江淮、兩浙諸州は一切大戸をして綱（輸送隊）を押ししめてはならぬといふ意味の禁止を命じてゐる。

三 劉晏及びその後の漕運

(一) 安史の亂と漕運

安史の大亂は漕運系統を混亂せしめずにはおかなかつた。國初以來行はれてゐた汴河による漕運は行はれなくなつて、揚子江を遡つて漢水に入り、梁陝西南鄭縣、洋陝西縣に出る路が採られた。通鑑唐紀三五肅宗至德元載（七五六）十月條には

第五琦見上於彭原甘肅（寧縣）。請下以江淮租庸二市二輕貨。沂江漢二而上。至洋川。令漢中王琚陸運至扶風二以助軍。上從之。

と見えてゐる。而して汴河は肅宗の末年史朝義が兵を宋州河南商邱縣南に分出して之を梗塞してよりは全く廢滅の状態に陥つたのである（新唐書卷五三食貨志）、通鑑（唐紀三九）代宗廣德二年（七六四年）三月の記事に

自喪亂以來。汴水湮廢。漕運者。自江漢二抵梁洋二。迂險勞費。

とあり、この頃までも汴河は湮廢の状態に在り、その爲めに江漢より梁洋に出て輸送したが、これは餘り能率が上らなかつたのである。この代宗の治世の初には、吐蕃、回鶻の侵寇があり、之が爲めに

防禦の兵士に給すべき軍糧も増大し、漕運の不振と相俟つて關中は極度の窮乏に陥つた。官厨に兼時の食なく、百姓の畿甸に在る者は穀を抜き穂を採もんで禁軍に供した（通鑑唐紀三九廣德二年三月條）といふのもこの時のことである。又新唐書卷五一食貨志に「及吐蕃逼京師。近甸屯兵數萬。百官進俸錢。又率戶以給軍糧」と見えるのもこの頃の狀態を述べたものであらう。朝廷が軍糧の給與に苦しんだことは以上の如くであつた。又一方、節度使跋扈の形勢漸く著しく、州縣は多く藩鎮の據る所となり、貢賦は朝廷に入らず、この爲めにも府庫の耗竭を來すこと大なるものがあつた（通鑑唐紀四二建中元年七月）。ここに於てか唐室は、従前に比して今一層確實なる方法によつて江淮米の轉送を得、之によつてこの窮狀を打解せんと希求するに至つた。鹽鐵轉運使劉晏はかうした時代に出でて東南財政の大權を握り、漕運事業を統括することゝなつたのである。

(二) 劉晏の漕法改革

劉晏が鹽鐵轉運使として漕運事業にたづさはつたのは代宗寶應二年（七六三年）よりで、德宗建中元年（七八〇年）に兩税法の創始者として知られてゐる楊炎の爲めに讒せられて死を賜ふのであるが、その間二十年近くの活躍期間を有してゐたのである。この間に於ける劉晏の事蹟を探求してみたい。記載が混亂してその闡明に苦しむが、諸書を比較整理して説述して行かう。

先づその功業の第一として擧ぐべきは、代宗廣德二年（七六四年）三月、それまで湮没に歸してゐた

汴河を疏浚して汴河による漕運を復舊したことである。通鑑（唐紀三九）廣徳二年三月條に

晏乃疏浚汴水。遣元載書。具陳漕運利病。令中外相應。自是每歲運米數十萬石。以給關中。

と記してゐる。數十萬石の運米が汴河流通の結果行はれたものであることは言を俟たない。しかれば

この數十萬石の運輸は如何なる方法によつてなされたか。新唐書（卷一四九劉晏傳）に、「初州縣取富人督漕輓。謂之船頭。中略 晏始以官船漕」と見えてゐる。これは既述の如く、天寶の初、韋堅が採用

した方法を改め、始めて官船を以て漕運に充てたので、第一の改革である。更に唐會要（卷八七轉運鹽鐵總

總寶應二年（七六三年）條には

晏始以鹽利爲漕備。自江淮至涓橋。率十萬斛備七千緡。補綱吏督之。不發丁男。不勞郡縣。蓋自古未之有也。至今爲法。

といひ、之に續いて劉晏が宰相元載に遣つた書をのせ、更に

自此每歲運數十萬石。自江淮北列置巡院。搜擇能吏主之。舊唐書卷四九食貨志にも同様の記事あり。たゞ數十を数千に作るは誤れり

とある。この記事全體が汴河開通の廣徳二年（七六四年）以後の事に屬すべき性質のものであることは明らかであるが、的確に開始の時期を記すものがない。通鑑（唐紀四一）にはこの記事を代宗大曆十四年（七七九年）五月の條に繋げてゐるが、これは劉晏の功績を回顧して記したもので、決して運米創始の年時を示すものではない。然しこの漕法は劉晏自身の時代は言ふまでもなく、その後も改變せられず

に行はれた。少くとも徳宗の時代まではそのまゝ行はれたことは、前引會要に、「至今爲法」とあることによつて判明する。即ち會要の徳宗までの記事は貞元十九年（八〇三年）に歿した蘇冕の手になつたものであるが、その頃にはこの方法が踏襲せられてゐたことを物語るのである。

鹽の專賣は安史亂後の窮乏せる中央財政を救ふべく、肅宗の乾元元年（七五八年）第五琦によつて企劃せられたものであるが（新唐書卷五四食貨志等）、劉晏は又官般官賣の方針を以てこの事業の發展を計り、之によつて獲たる利益を漕運に充當し、まづ之を以て運夫を官備となした。運夫が官備であり、漕運を督するものは官より命せられた役人であり、而して又漕船は官の所有に係るとすれば、漕運は全く官營に歸した譯で、従前に比して著しく大仕掛けな、統制的な官運となつたのである。劉晏によつて行はれた漕法の改革、運費の減少の事實等に關しては新唐書（卷五三食貨志）廣德二年（七六四年）條の記載が最も詳細である。

故時轉運船繇潤州今江蘇鎮江縣東南陸運至揚子今江蘇儀徵縣東南。斗米費錢十九。晏命糞米而載以舟。減錢十五。繇揚州距河陰。斗米費錢百二十。晏爲歌艘支江船二千艘。每船受三千斛。十船爲一綱。每綱三百人。篙工五十人。自揚州遣將部送至河陰。

といひ、更に

上三門一號上門填關船。米斗錢減錢九十。調巴蜀襄漢麻棗竹篠爲綯挽舟。以朽索腐材代薪物。無棄者。未二十年人人習河險。江船不入汴。汴船不入河。河船不入渭。江南之運積揚州。汴河之運積河陰。河船

之運積漕口。漕船之運入太倉。

とある。即ちこれは裴耀卿のそれよりも一步を進めた轉般法であつたのである。右が劉晏の漕法改革の概要である。かくして彼は幾許の米を運び、且又それが如何なる結果を齎したかに就いて述べてみたい。劉晏の漕米高に關する記事を擧げれば

(1)新唐書(卷五三食貨志)廣德二年(七六四年)條。「江南之運積揚州。漕船之運入太倉。歲運粟百一十萬石。

無升斗溺者。」

(2)通鑑(唐紀四二)建中二年(七八一年)七月條。「江船達揚州。漕船達太倉。其間緣水置倉。轉相受給。自

是每歲運穀。或至百餘萬石。無斗升沈覆者。」

(3)通鑑(唐紀三九)廣德二年(七六四年)三月條。「自是每歲運數十萬石。以給關中。」

(4)舊唐書(卷一二三劉晏傳)寶應二年(七六三年)條。「自是每歲運米數十萬石。以濟關中。」

(5)舊唐書(卷四九食貨志下)寶應二年條。「自是每歲運米數千(十)萬石。」

(6)唐會要(卷八七轉運鑿鐵總敘)寶應二年條。「自是每歲運米數十萬石。」

(7)舊唐書(卷四九食貨志下)年次を明示せず。「漕晏掌國計。復江淮轉運之制。歲入米數十萬石。以濟關中。」

(8)新唐書(卷一四九劉晏傳)寶應二年の事を記した後。「凡歲致四十萬斛。自是關中雖水旱。物不翔貴矣。」

右の記事中、(1)(2)は「百一十萬」或至「百餘萬斛」とあり、(3)―(8)は數十萬石もしくは四十萬斛となし、その歸一する所を知らぬ。上記の記事の年次が區々であるが、(1)は汴河開運の時に繫けたもの、(2)は劉晏が楊炎に讒せられて死を賜うた時、その功績を回顧するといふ形式で書かれたもので、要するに

同一事實を述べたものにはほかならぬ。(3)と(8)に於ては、(3)を除くほかは何れも寶應二年に繋けてゐるが、これは前述の如く(3)通鑑が廣徳二年に繋けてゐるのが正しいので、これ又同一事を記したものと観てよい。而して(3)以下をみて氣付くことは、(5)(6)を除く外はすべて數十萬石(或は四十萬石)を關中に送つたと書いてあることである。之より推して數十萬石(四十萬石)といふものは關中まで送られた石高であることが推知せられるが、この考の誤りでないことを證明する記事がある。憲宗の元和の初鹽鐵轉運使になつた李巽の事蹟を記して舊唐書(卷四九食貨志下)に

舊制每歲運江淮米五十萬斛至河陰。留十萬石。四十萬石送涇倉。晏歿後。久不登其數。惟巽秉使三載。無升斗之闕焉。

とあり、更に又新唐書(卷五三食貨志)には

自劉晏後。江淮米至涇橋。寢減矣。至巽乃復如晏之多。

といつてゐる。兩書を併せ考へると、「其數に登らず」といふ其數は、専ら涇橋倉に到着する石高を指して言つてゐるのであり、劉晏の時には涇橋まで四十萬石運んでゐたことが確かめられる。然らば(1)(2)に記す百一十萬石(百餘萬石)は如何した石高であるかといふに、これは河陰まで送つた石高であると考へられるのである。陸宣公翰苑集(卷十八中書奏議、請減京東水運收)に

頃者每年從江西、湖南、浙東、浙西、淮南等道。都運米一百一十萬石。送至河陰。其中減四十萬石。留貯河陰倉。餘七十萬石送至陝州。又減三十萬石。留貯太原倉。唯餘四十萬石送赴涇橋輸納。

とある。之と略々同様の奏議が通鑑(唐紀五〇)には德宗貞元八年(七九二年)八月の條に、「陸贄上言云々」として載せられてゐるから、右に記す所は德宗貞元八年當時の實情である。これは恐らく劉晏の遺法によつたものであらう。劉晏の當時も百十萬石を河陰に運び、その半ば以上を河陰倉、太原倉に留め、その餘の四十萬石を關中に送つたのであると考へる。

かくして運ばれた江淮米は、ひとり朝廷ばかりでなく、關中の住民をしてしばし食糧缺乏の憂を忘れしめた。新唐書(卷一四九劉晏傳)によれば

凡歲致_二四十萬斛_一。自_レ是關中雖_二水旱_一物不_二翔貴_一矣。

といふ程の^⑤効果を齎らしてゐる。しからばこの成功のよつて來る所以は那邊に在るか。之に就いては劉晏の漕法を批判しなければならない。

⑤ 舊唐書卷一二三劉晏傳、卷四九食貨志下及び唐會要卷八七漕運鹽鐵總敘にはこの運米を前年の寶應二年(七六三年)のことの如くに記してゐるが、これは誤りである。舊唐書劉晏傳、會要には寶應二年條に劉晏が江淮地方から時の宰相元載に遣つた書を載せてその後に、舊唐書には、「自此每歲運米數十萬石。以濟關中」とあり、會要には「以濟關中」の四字を省いてゐる。然るに寶應二年當時には汴河はまた不通の状態に在つた。此の時劉晏が元載に遣つた書中に漕運の四病を擧げ、その第二に汴河の塞つてゐる有様を記して、

「頃因寇難總不拘拓。澤減水。岩石崩。役夫需於沙。津吏旋於濞(舊唐書劉晏傳、會要の記事も大略之に同じ)とある位であるから、漕運の行はれさうな筈がない。これは劉晏の事蹟を彼が事に當つた當初にくつつけて記したもので、通鑑の記事の妥當なるに如かない。舊唐書卷四九食貨志下の記載も之によつて正さるべきで、殊に「自此歲運米數十萬石」とあるのは數十萬石の誤りである。しかし乍ら通鑑の記事も完璧とは行かぬ。元載に書を遣つたのを廣德二年(七六四年)三月の汴水疏浚の後に記してゐるのは、舊唐書、

會要の寶應二年説によつて正さるべきである。

③⑩ 渭橋には東、中、西の三つがある。この渭橋は東渭橋のこ

とで、我が入唐僧圓仁が渡つたといふ樸陽の渭橋がこれである(入唐求法巡禮行記卷三)。長安志卷一「一縣一萬年の條

に、「渭橋鎮在縣東四十里」といひ、原注に「即東渭橋」とあり、又通鑑唐紀四四德宗建中四年十月癸亥條胡三省の注に、

「程大昌曰。東渭橋在萬年縣北五十里。湖水合渭之地」と見えるが、長安の北を流れる渭水に架かつてゐるのであるから、長安よりは東北に當る譯である。この東渭橋の近邊に

東渭橋倉といふ倉が置かれてゐたらしい。これは時には又た西渭橋倉ともいはれた。德宗貞元八年(七九二年)の陸贄

の上奏に、「頃者每年自江湖淮浙運米百一十萬斛。至河陰。中餘四十萬斛輸東渭橋」(通鑑唐紀五〇貞元八年八月條)

とあり、その後の部分には、「以補渭橋倉之缺數」といつてゐるのがその一例である。胡三省も之に注して「渭橋倉即

渭橋倉」といつてゐる。ところがこの東渭橋倉は又「北倉」とも呼ばれてゐたらしく思はれる。全唐文卷六一五王播の

「詔換貯東渭橋米石奏」に、「東渭橋。毎年北倉收貯漕運糶米二十萬石。以備水旱」とあつて、北倉と東渭橋倉との一

致を想はしめるのである。通典卷一「食貨一」輕重條に見える北倉は蓋しこの東渭橋倉のことで、長安の東北に當る

所から北倉の名を生じたのであらう。而してこの倉は、太倉の豫備倉、太倉へ搬入する前の荷揚げ倉としての役目を

したものであると考へられる。この東渭橋倉の外に西渭橋倉があつたらしく、新唐書卷五三「食貨志」に、「詔浙江東西

節度使韓滉、淮南節度使杜亞。運至東西渭橋倉」と見えてゐるが、西渭橋倉が西渭橋(咸陽橋)近邊に置かれたものか

どうかは不明である。又唐會要卷八七「漕運鹽鐵總敘」に、「皇朝自武德、永徽以後、中略其後監察御史王師順運晉絳之

粟。于河渭之間增置渭橋倉。自師順始也」とあつて、一見東渭橋倉の始置を物語る様であるが、同じく會要卷八七漕

運には、「咸亨三年(六七二年)關中饑。監察御史王師順奏請運晉絳倉米贍之。上委以漕運。河渭之間舟楫相繼。置於

渭南東。師順始之也」とあり、その設置の場處を「渭南の東」といつてゐる。渭南縣の東とすれば東渭橋とは餘程

場處が違ふ譯で、會要の渭橋倉は東渭橋倉とは別個のものであることが判る。通典卷一〇「食貨一」漕運條所載裴耀卿

開元十八年の奏に、「爰及河陽倉、栢崖倉、太原倉、永豐倉、渭南倉、節級取便云々」とあれば、會要の渭橋倉はその設置

場處からいへばこの渭南倉に相當する譯である。

③⑪ 唐會要卷八七「漕運鹽鐵總敘」には、「自江淮北列置巡院」とあるが、他書は皆「自淮北」としてゐる。これは會要が正しい。新唐書卷五四「食貨志」には劉晏の鹽の事業に於ける功

業を記した所に、「自淮北置巡院十三。曰揚州(江蘇)。陳・許(河南)。汴州(河南)。廬・壽(安徽)。白沙(安徽)。淮西

(安徽)。首橋(安徽)。浙江(浙江)。宋州(河南)。泗州(安

徽)。嶺南(廣東福建)。兗・滄(山東)。鄭・滑(河南)」と見える。しかし「自淮北」を「自江淮北」と直しても嶺南だけは落着かない。恐らくこれは後に設置せられたのであらう。なほ揚州の巡院がその屬縣たる揚子に置かれたことに就いては、既に青山學士が「唐宋時代の轉運使及び發運使に就いて」(史學雜誌第四編第九號所載)四三・四六頁に說破してゐる。又同論文四四頁に通鑑の文を引いて、河陰に運院のありしことを言つてゐるが、これは鄭・滑の巡院に相當するものであらう。

⑫ 羽田亨博士論文「九姓回鶻とToquz Ouzと關係を論ず」

(東洋學報第九卷第一號所載)一五—六頁参照。

⑬ 勿論四十萬石を運ぶ様になつたからといつて效果颯面といふ譯には行かぬ。漕運復舊の廣德二年(七六四年)に饑饉の

爲めに兩都の選を始めた(新唐書卷四四選舉志)といふのは已むを得ないとしても、その翌永泰元年春は大旱にて京師の米價大かく、斛萬錢に至り、同年八月には「斗一千四百錢といふ暴騰振りを示してゐる。又大曆四年(七六九年)八月には、四月より打續く連雨の爲めに、「京城米斗八百文」(以上舊唐書卷一二代宗本紀)、翌五年には、「秋七月京畿饑。米斗千錢」(通鑑唐紀四〇大曆五年七月條)と見える。劉晏の漕米の效果が、關中の米價にまで影響を與へ出したのはその後で、新唐書卷五三食貨志には、「大曆八年(七七年)以關中豐穰。減漕十萬石」といふ記事があるが、それ以後關中に於て米價騰貴の記事を見ない。「自是雖水旱物不翔貴矣」とはこれより後の状態をいつたものであると考へられる。

(三) 劉晏の漕法批判

新唐書(卷五四食貨志)には、劉晏が鹽の專賣事業を掌るに至つて、大歷の末(七七九年頃)には鹽利は六百餘萬緡の多きを數へ、天下の賦の半ば以上を占め、宮闈、服御、軍饗、百官祿俸は悉く給を鹽利に仰ぐ有様であつたと記してゐる。劉晏の成功の第一はこの鹽利の一部を漕運事業費に充當して、漕運を斷然官業となしたことである。劉晏の採用した轉般法はこの鹽利を融通充當してなされた諸種の施設と相俟つて始めてその完全なる機能を發揮し得たものである。以下鹽利を以て官が施した漕運施設を説

明しよう。

(1) 運船の造營、漕夫の養成。前引新唐書(卷五三食貨志)の記事にも見える如く、夫々水量の異なる江・汴・河・渭に各々適當した漕船を造り、夫々の河川に専門の漕夫を養成した。殊に汴河の急流と三門の水險とは最も困難とする所で、前者には歇艦支江船、後者には上門填闕船と稱する特別構造の漕船を作つた。殊に後者に於ては十年の歳月を長しとせずして漕夫を養成し、黄泉竹篠を以て索を作つて舟を挽き上げて三門の險を突破したのである。通鑑(唐紀四二建中元年七月己丑)には、「晏於楊(揚)子置十場造船。每船給錢千緡」とみえて、造船費用の莫大であつたことを言つてゐるが、鹽利を充當した爲めにその費用を惜まず漕船を完備し、漕夫を養成して夫々の河水に習熟せしめることが出来、その結果として、「歳に粟百一十萬石を轉じて升斗の溺する者なし」(新唐書卷五三食貨志)といふが如き好成績を挙げ得たものである。

(2) 武吏の部送と綱の組織及び巡院の列置。船十艘を一綱(一隊)となし、每綱三百人、篙工五十人といふ大規模の輸送隊を仕立て、揚州より河陰までは將(即ち武吏)をして部送せしめた(前引新唐書卷五三食貨志)ことに關しては注目しなければならぬ。全唐文(卷四六代宗一)「緣汴河置防援詔」に

如聞自東都至淮泗。緣汴河州縣。自經難百姓彫殘。地闕人稀。多有盜賊。漕運商旅。不免艱虞。宜委主簿。各與本道節度計會商量。夾河兩岸。每兩驛置防援三百人。給側近沃田。令其營種。分界捉搦。

と見える。年次は明らかでないが、代宗治世の初年であつたことは想像に難くない。かくの如く物騒な處である。何時土匪の襲來があるか判らぬといふのでこの様な大仕掛な輸送隊を組織し、武吏をして都送せしめる必要があつたのである。巡院の役目に就て明記するものがないが、兩唐書劉晏傳に、諸道の巡院は脚のはやい者を募つて四方に派し、物價の高低を調査速報せしめたので、食貨の重輕は盡く權つて掌握に在り、朝廷は美利を獲、天下には甚しき貴賤の憂がなかつたといつて劉晏の手腕を賞嘆してゐるから、巡院は物價調査の機關でもあり、官はこの調査の結果に基いて買上、拂下げを有利になし得たことが判明する。想ふに米穀などもその主なるもので、その時宜を得た糶糶が、縁邊の河倉の設置と相俟つて漕米の調節に資する所蓋し尠くなかつたであらう。そのほか巡院の職掌としては、漕運の監督、船貨の積換、貯藏及び整備等といふことが考へられる。

(3) 運夫の官備。舊唐書(卷二三劉晏傳)には寶應二年(七六三年)劉晏が元載に遺つた書を引いてゐるが、その中に函、陝(函谷關、陝州)東邊地方の荒涼たる狀況を述べて

蕭條悽慘。獸遊鬼哭。牛必羸角。與必說輓。棧車輓漕。亦不易求。今於無人之境。與此勞人之運。固難就矣。といつてゐる。この彫殘無人の地方に於て、「勞人之運」を興するのであるからして、運夫の官備といふことは何よりも必要にして且最善の方法であつた。

劉晏は右の如き施設を以て事に當り、彼の採つた轉般法は之によつてその機能を發揮し得たのであ

る。以下彼の實施した轉般法に就いて説明を加へよう。漕船の通過する三水路、汴、河、洛の水量の狀態を最もよく測知せしめるのは通典(卷一〇食貨一〇漕運)所載裴耀卿開元十八年の上奏文で、「每州所送租及庸調等。本州正月二月上道。至揚州入斗門。卽逢水淺。已有阻礙。須停留一月以上。三月四月後始渡淮入汴。多屬汴河乾淺。又船運停留。至六月七月後至河口。卽逢黃河水漲不得入河。又須停一兩月。待河水小始得上河入洛。卽漕路乾淺。船艘隘闊。般載停滯。備極艱辛。計從江南至東都。停留日多。得行日少」とあつて、各河川の水量の増減によつて漕運の阻害せられること甚しいものがあつたのである。就中汴河は距離最も長く、その上に面倒な河で、黃河の減水によつて、黃河よりの分流點に於て河底の澱淤を來した。劉晏が元載に遺つた書中に

○汴流渾濁。不脩則澱(唐會要卷八七轉運鹽鐵總敘)。

○河汴有初不修則毀灤。故每年正月發近縣丁男。塞長交決沮淤。清明桃花已後。遠水自然安流(舊唐書卷一一三劉晏傳)

とある如く、歲の初に治水工事を行はなければならず、陰曆三月の頃、雪とけの水が増して初めて開通した。四月以後にも往々にして水量減少して舟行できないこともあつたのである。唐會要(卷八七漕運)に

貞元二年(七八六年)五月勅。漕運通流國之大計。其河水每至春夏之時。多被兩岸田萊盜開斗門。舟船停滯。

職此之由。宜委汴、宋等州觀察使。選清強官專知。分界勾當。其鄭州・徐州・泗州界。各仰刺史。準此處分。仍令知汴州支遣院官計會勾當。

とあり、新唐書(卷五三食貨志)には貞元頃の漕運を述べた後に

是時汴、宋節度使。春夏遣_下官監_二汴水_一。察盜_三灌漑_二者_一。

とある。後者は前者を要記したものと考へられるから、會要の「其河水」は「汴水」を指すものと見てよい。此の二つの記載によれば、春夏の交汴河の乾淺の原因は、兩岸の民が汴河の水を盗み引いて耕田灌漑に資した爲めであるとしてゐるのである。四月五月の交は此地方には降雨量未だ多からざる爲めにかうした事故が起るので、これが爲めに汴河は一層の乾淺を來して漕舟は運行不可能となるのである。汴河ばかりでなく他の水路にも夫々の困難があり、漕船はこゝで留まり彼處で阻まれ、時日を要するばかりかその爲めに生ずる弊害も亦甚大であつた。蓋し漕運の流通は國家の大事であり、時日の遷延は最も忌むべき事である。轉般法はこの弊害を防ぐ便法で、江南の運米は揚州に積み、汴河の通する時を見計つて溯航して河陰に至つて河陰倉に貯納し、河水の宜しきをみて陝州の太原倉に送り、更に長安に送納する。之を運ぶはその水路専用の漕船、之を操るはその河水に熟練した専門の水夫である。船に停滯の無駄なく、水夫に家郷を遠ざかるの愁もない。關中饑饉の際には、各倉共に相當の貯藏米があるから、最寄の倉から轉輸すればよい。近縣凶作の場合には各倉共に貯留米を出して賑恤することもできたのである。この諸倉分貯の便宜を巧みに言現したのは陸宣公翰苑集(卷十八中書奏議、

儲蓄軍糧事宜狀)で

請減京東水運收

臣詳問河陰、太原等倉留貯之意。蓋因往年蟲旱。關輔春饑。當崔造作相之初。懲元琇罷運之失。遂請每年轉漕米一百萬石以贍京師。比至中塗。力殫歲盡。所以節級停減。分貯諸倉。每至春水初通。江淮所般未到。便取此米入運。免令停滯舟船。江淮新米至倉。還復留納填數。輪環貯運。頗亦協宜。

と見える。この陸贄の上奏は貞元八年(七九二年)八月になされたもので、此頃河陰、太原等倉の見在米だけでも三百二十萬石にも達し、その爲めに却つて弊害を生じたから、漕米を減じようといふのである。即ちこの弊害は轉般法による漕運が餘りにも好調に進んだ爲めに生じたもので、これは轉般法の成功を物語る事實であると見てよいのである。劉晏の轉般法を裴耀卿のそれに比較すれば、裴耀卿は之を河陰以西にのみ適用したのであるが、劉晏は更にそれ以南にも及ぼした。江水・汴水を二節に分つたといふ丈けでも一段の進歩といへよう。

次に荷造法にも改良を施し、前引新唐書(卷五三食貨志)に見える様に、米を囊入りに改めてゐる。これは從來の函詰を改めたのである。明の丘濬はその著大學衍義補(卷三三漕輓事宜上)に於いて之に論及し、惟所謂囊米之說。今日尙有未行。綱米所以耗損。運卒所以困弊者。坐此故也。中略 爲今之計。宜如劉晏之法。所運之米皆盛以囊。米遇河淺澁。暫舁岸上。過淺而復舁歸舟。或分載小舟以過淺。亦有包封不致散失。不幸沈溺。撈而出之。不至全失。縱有退爛。亦可他用也。

といつてゐるが、かゝる便利もあつたのであらう。

權鹽通商が漕運事業の發達に寄與せしことに就いては既に述べたが、鹽の事業はまた完備した漕運

施設を利用することによつて隆盛を來したのである。劉晏の當時には、漕水江蘇漕、水縣、湖州浙江吳興縣、越州浙江紹興縣の四鹽場があり、鹽の産地は今の江蘇、浙江邊りにかたまつてゐた。鹽を貯藏する鹽廩は吳江蘇、越浙江、揚揚江、楚楚江に在り(新唐書卷五四食貨志)、即ち米の産地と鹽場、鹽廩とは略々地を同じうして存してゐた。隨つて米の運搬に使ふ船は又鹽の運送にも利用できたのである。新唐書(卷一四九劉晏傳)に

京師鹽暴貴。詔取三萬斛以贍關中。自揚州四旬至都。人以爲神。

とあるのはその一例である。又鹽に乏しい江嶺(江南、嶺南)の地方に運搬するにも、水運によつたものであらう。青山定雄學士は論文「北宋の漕運法に就いて」(市村博士吉稀記念東洋史學叢所收)二七頁に於て、北宋時代、鹽を諸州に運搬するには漕運の回船を用ゐたことを例證してゐる。唐代に於てはかかる記事は見當らぬが、かうした事も行はれてゐたであらうと推測せられる。それはとにかく、漕船を米鹽兩用に供し得たことは交通經濟上よりみて非常なる成功といはなければならぬ。

以上の如く、劉晏の漕法は従前のそれに比して甚だ完備したものであり、後世漕運の模範と仰がれ、漕運を論ずる者は必ず劉晏の漕法に論及するに至つたのである。然し如何に鹽利を以て之に當てたとはいへ、之に要する費用は従前の民運に比しては甚しく増大を來したであらう。この莫大な經費を投じてまでも漕運を官營となしたといふのには相當の理由がなければならぬ。これは外族の侵寇に

よる軍備の擴張、藩鎮の跋扈による貢賦の減少等に苦んだ唐室が、江淮地方の漕運に倚頼すること従前に比して益々切なるものがあり、運米を得るに最も確實なる方法を望んだが爲めに外ならぬ。しかかゝる事業は劉晏の如き手腕家の出現を俟つて始めて順調に行くのである。その後漕運が次第に不調難澁を來したのも蓋し已むを得ない所である。

④ 汴河の水流の迅速であつたことを記した唐代の記事を挙げれば、舊唐書卷一九〇中文苑傳齊澣傳には開元二十五年より數年後のことを記して、「淮汴水運路。自虹縣至臨淮一百五十里。水流迅急。舊用牛曳竹索上下。流急難制」とあり、汴河下流は急流なりし爲め、舟に竹索をつけて牛を以て之を曳かせたことがあつたといふ。我が留學僧圓仁は「入唐求法巡禮行記卷四」の中に、武宗寶昌五年（八四五年）六月汴河を下りし事を記して、「汴州已來。傍河路次。人心急惡。能似所喫汴河水之急流湍瀾也」とあり、又宋王隱撰「唐語林」(守山閣叢書所收)政事の條には劉晏の漕法を述べ

(四) 劉晏以後の漕運

かくして劉晏が一度び漕法を整備確立してより後の轉運使は何れもその遺法を繼承したが、時恰も藩鎮跋扈の勢日に熾にして、節度使の中央の命令に服せざるもの多く、爲めに漕運の阻礙を蒙ることが多かつた。徳宗の建中二年（七八一年）魏博の田悅、成徳の李惟岳、平盧の李正己及び襄鄧に據つた

て、「揚州遣軍將押至河陰。中略汴水至黃河迅急。將吏典主數運之後。無不髮白者」といつてゐるのによつて明らかである。

⑤ 通鑑唐紀四二建中二年七月己丑條には軍將と見える。將とか軍將とかいつても名のある將軍といふ意味ではなく、註②所引唐語林に將吏とある所よりして大體見當がつく様に、下級の武吏であつたらしい。北宋に於ては使臣、軍大將等の名稱で呼ばれたことは青山學士論文「北宋の漕運法に就いて」(市村博士古稀記念東洋史論叢)二八頁に見えてゐる。

梁崇義が朝命を拒んだので、唐朝は天下の兵を擧げて之を討つた。諸軍は軍食・軍費の供給を京師に仰いだ。李正巳は兵を遣して徐州江蘇銅山縣、甬橋安徽宿縣北二十里、渦口渦水淮に入る處安徽懷遠縣東北を守り、梁崇義は襄陽湖北襄陽縣の地を隘つたので、南北の漕運皆絶え、京師は大恐慌を來したことがある。この年十一月、一時漕運が通じたが、翌三年十一月には淮西節度使李希烈が叛いて汴州河南開封方面に攻逼せんとしたので、これより東南の漕運は汴河によらずして蔡水によつた通鑑唐紀四三。この運輸に當つたのが通典の著者にして、時の江淮水陸轉運使たる杜佑であつた新唐書卷五三食貨志。その翌建中四年七八三年十一月には李希烈が汴州河南開封、鄭州河南鄭縣に迫つたので江淮よりの運路杜絶し、朝貢は宣徽饒江西、荆湖襄湖北より武關陝西商縣東一百八里に赴かなければならなかつた通鑑唐紀四五。漕運不調の結果は關中の倉廩盡き果て、貞元二年七八六年には禁軍が自ら中を脱いで、「拘吾於軍而不給糧。吾罪人也」と道に號呼するといふ險惡凄慘な状態をさへ呈した。此時韓滉が三萬斛を運んで陝州に至つたとの報あり、德宗は太子と共に、「吾父子得生矣」といつて喜んだ通鑑唐紀四八貞元二年四月といふのは有名な事實である。

又叛軍討伐の軍隊に兵糧を支給する必要上、漕米を江淮地方より直接にその駐屯地に運ぶといふことが行はれた。その一例として、憲宗元和十一年八一六年十一月には淮潁水運使なるものを置き、揚子院揚子縣の巡院の米を淮陰江蘇淮陰縣東南より淮水を泝つて潁水に入り、項城河南項城縣東北に至つて潁に入り、郟城河南郟城縣南運んで李希烈を討伐中の軍隊に供したことが擧げられる通鑑唐紀五元和十一年十二月。かくして漕

運は従前の如く江淮と京師との一路にとまらず、多岐に分れて行くのであつた。

如上の事情によつて關中への運米は次第に難澁となり、僅かに憲宗元和(六〇六年)の初に李巽が、宣宗大中年間(八四七―八五九年)に裴休が、しばし劉晏の遺制を復して四十萬石を關中に轉運し得たに過ぎない状態である。

その後藩鎮跋扈の勢益々著しく、僖宗の光啓年間(八八五―八八八年)には中央の命に服する地方は僅かに京畿河西山南劔南嶺南の數道に過ぎない有様となり、江淮漕運は全く杜絶するに至つたので、唐室は生命の綱ともいふべきこの財源を失はんことを恐れ、中央に好意を有する南方節度使に發運使なる官職を興へて貢奉を促したが、遂に江淮漕運の復舊を見ることなくして唐の世を終るのである。

③⑥ 元和二年(八〇七年)に鹽鐵轉運使となつた。舊唐書卷四九食貨志下に、「舊制每歲運江淮米五十萬斛至河陰。留十萬。

四十萬送潤倉。晏歿久不登其數。惟裴乘使三載。無升斗之闕焉」とある。この文章の前に「四月五日巽卒」とあつて年を示さぬから、前からの書き方によると恰も元和二年四月五日の如く見えるが、これは食貨志の記事が混亂してゐるので、舊唐書卷一二三李巽傳にある如く、彼の死は元和四年四月である。元和二年より四年までが彼の活躍期間で、「裴乘使三載」も落着く譯である。

③⑦ 宣宗大中年(八五一年)二月鹽鐵轉運使となつた。裴休の事業を記して舊唐書卷四九食貨志下には、「始者漕米歲四

十萬斛。其能至潤倉者。十不三四。漕吏狡竊。敗溺百端。官舟之沈。多者歲至七十餘隻。緣河姦犯。大紊晏法。休使案屬按之。委河次縣令董之。自江津達潤。以四十萬斛之儲。計給二十八萬。悉歸諸漕吏。巡院胥吏無得侵牟。舉之爲法。凡十事奏之」とある。巡院の胥吏が事を紊す根患をなしたことが判る。

③⑧ 青山學士「唐宋時代の轉運使及び發運使に就いて」史學雜誌第四四編第九號(四七一―四八頁及び五二二頁)に據る。

(五) 江淮の民の負擔

私は先に裴耀卿前後の時代に、江淮の民百姓が上供米輸送に當つて荷はせられた負擔が如何に重かつたかに就いて説述した。劉晏以後の官運に於てはその負擔は輕減せられたか如何かを知り度いと思ふが遺憾ながら的確な材料が見當らない。明の丘濬はその著大學衍義補(卷三漕輓之宜上)に

臣按。自古稱善理財者首劉晏。然晏歲運之數。止百一十萬石爾。然當時運夫皆是官廩。而所用備錢皆以鹽利。非若今役食糧之軍。多加兌以爲費也。

といひ、明代には民は米一石を納めるのに運費として餘分に一石餘を出して軍人の手で運んだが、劉晏の時には左様な事なく、明代の民に比して負擔が甚だ輕かつた由を述べてゐる。當時の事例が見當らぬ以上強くはいへないが、洛陽までの轉輸の責を負はされてゐた民運時代に比しては、他事は知らずこの點だけでは負擔が輕くなつたといひ得やう。途中のへり米に關しては、新唐書(卷五三食貨志)に

刑部侍郎王播代(盧)坦建議。米至渭橋。五百石亡五十石者死。其後制度支皇甫縛議。萬斛亡三百斛者償之。千七百斛者流。塞下。過者死。盜二十斛者流。三十斛者死。而覆船敗輓。至者不得十之四五。部吏舟人相挾爲姦。榜笞號苦之聲聞于道路。禁錮連歲。赦下而獄死者不可勝數。

と見え、耗米の多き場合には之を處罰するといふ規定を作つて防止してゐるがなか／＼好結果は得られなかつたらしい。耗米の生じた場合、人民より徵發賠償せしめなかつたかどうかには就いては記事が

ないから判らない。

結 語

以上唐の漕運の概略を、裴耀卿、劉晏の漕法に重點を置いて論述した。唐が長安に都したのは軍事的な理由によるもので、國初の兵備も關中を中心として施され、こゝに天下を擧げても關中に敵する事はできぬといふ形勢が醸成せられた。經濟的には餘り恵まれぬ土地であるから、祿廩、兵食支給の劇増、消費者階級の集注等の爲めに、天子もまた饑餓に瀕し、その爲めに長安を後に遙々東都洛陽まで出かけて腹をみたさなければならなかつた。これでは國都としての資格を缺く譯であるが、建國後年が經つにつれて、關中は王の都する所、又長安は宗廟の存する地、天下の根本であるといふ考が根強くなり、一方貴族が關中に勢力を扶植した關係上洛陽遷都の議は起り得べくもなかつた。八百唐里以上も離れた東都へ百官軍隊を引きつけて食を求めに行くだけの威勢のある間はまづ問題はないのであるが、國力が衰微すればさういふ大仰な事はしたくても出来なくなる。さうなると愈々漕運が生命の綱となつて来る。そこで漕運事業に方瘤を入れ、漕運官營といふことも起つて來るといふものである。しかしこれとても政府に相當強い統制力のあることを必要とするは勿論で、更に國威不振となり藩鎮跋扈による地方分裂の形勢が著しくなると忽ちにして支障を來したのである。餘事ならばいざ知らず食糧のことであるから、必要なだけの量は必ず必要で、唐が物資の得易い地方に遷都しない以上、

税制を改革しても何を如何しても解決のつくものではない。ところが遷都の斷行が不可能といふことになれば何とも致し方がないのである。唐が食糧問題に苦んだのは關中を根據として天下を統一したことに發した譯で、蓋し宿命如何ともなすべからざるものであつた。

かくの如く食糧を得るに不便であるといふことが、唐以後の王朝一として關中に都するものゝなくなつた主な原因であるといふことは、宮崎市定先生が「讀史劄記」〔史林第二十一卷第一號所載〕「五代の國都」の條に於て道破して居られる所である。(完)

本稿を草し終るに當り、親しく御指導を辱うせる羽田、那波、宮崎三先生を始め、御助言を賜りたる塚本善隆、森鹿三兩先輩、青山定雄學士に對して敬謝の意を表する次第である。

(昭和十一年十月一日)